

矢掛町国民健康保険病院新改革プラン

平成 29 年 3 月

岡山県矢掛町

目

次

I	矢掛町国民健康保険病院改革プランについて	1
1	新改革プラン策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	矢掛町国民健康保険病院の現状	1
II	地域医療構想を踏まえた矢掛病院の役割の明確化	3
III	経営の効率化	5
1	財務に係る数値目標	5
2	経常収支比率に係る目的設定の考え方	5
3	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	6
4	収支計画	後掲資料 1
IV	再編・ネットワーク化に係る計画	7
1	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	7
2	再編・ネットワーク計画の概要	7
V	経営形態見直しに係る計画	7
VI	プランの点検・評価・公表・改定	8
資料 1	収支計画	

I 矢掛町国民健康保険病院新改革プランについて

1 新改革プラン策定の趣旨

矢掛町国民健康保険病院は、(公財)日本医療機能評価機構の認定病院として平成 22 年 3 月に初回認定、平成 27 年 3 月に更新をし、病院としての充実した機能を維持することで、地域住民に信頼される病院として大きな役割を担ってきました。また、平成 25 年度から年に 1 度「矢掛地区医療介護連携フォーラム」を開催し、住み慣れた町で安心して療養できるための医療介護連携を町民に啓発するなどの取り組みを行い、行政部門との連携の中で安定した運営を行ってきました。

しかし、国の医療費抑制施策による診療報酬の削減、医師・看護師の人材不足が入院病床の制限を余儀なくするなど、医療事業の収入に対する影響が大きくなってきました。また、平成 28 年 4 月に岡山県による地域医療構想が発表され、全県下での病床適正化指針が明らかとなりました。

こうした背景の中で、平成 19 年 12 月に総務省から示された「公立病院改革ガイドライン」による公立病院改革プランを平成 21 年 3 月に策定し、事業経営改革に取り組んでいるところですが、地域医療構想に合わせ、平成 27 年にそれを新たに見直した「新公立病院改革ガイドライン」が総務省から示されました。

そこで、当院においても安定的かつ自立的な経営の下で良質な医療を継続して提供できる体制構築のため、「矢掛町国民健康保険病院新改革プラン」を策定することになりました。

2 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度 (5 年間)

3 矢掛町国民健康保険病院の現状 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

- 病床数 117 床 (一般病床 57 床、療養病棟 60 床)
- 診療科目 内科・外科・整形外科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科・小児科
リハビリテーション科・放射線科
- 第 2 種不採算地区病院 (病床数 150 床未満、半径 5km 内人口が原則 3 万人未満)
- 職員数 医師 常勤医師 6 名 非常勤医師 19 名
 - 看護師 68 名 (うち臨時職員 19 名)
 - 準看護師 4 名 (うち臨時職員 2 名)
 - 薬剤師 3 名
 - 放射線技師 4 名 (うち臨時職員 1 名)
 - 臨床検査技師 4 名 (うち臨時職員 1 名)
 - 理学療法士 4 名
 - 作業療法士 4 名

言語聴覚士	1名
視能訓練士	1名（うち臨時職員 1名）
歯科衛生士	1名（うち臨時職員 1名）
介護福祉士	14名（うち臨時職員 6名）
看護補助	4名（うち臨時職員 3名）
管理栄養士	2名
調理員	10名
保育士	3名
ケースワーカー	2名
事務職員	19名（うち臨時職員 13名。医療技術補助員含む。）
合 計	154名

○ 運営理念 地域住民にとって信頼できる病院を目指す

- 基本方針
- ・ 安全で安心できる医療の提供に努める
 - ・ 患者様・ご家族の立場に立ったサービスの提供に努める
 - ・ 改善努力を怠らず、常に組織・職員とも研鑽に努める
 - ・ 地域の関係施設及び院内の連携を密にし、充実した地域包括ケアの実践に努める

Ⅱ 地域医療構想を踏まえた矢掛町国民健康保険病院（以下「矢掛病院」と記載）の役割の明確化

①地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割

矢掛町の人口は約 14,200 人、そのうち約 3 分の 1 が 65 歳以上の高齢者です。こうした状況から一般的な複数の診療科と高度医療機器を有し、入院体制も充実している「近くにある町立病院」として矢掛病院は地域住民の医療需要に応えています。

特に、町内で唯一の救急告示病院として、当直医師と副直医師を複数配置する矢掛病院では、町内救急搬送の 90%超を受け入れており、いざというときの安心感を創出し、町民の生活安定化に大きな役割を果たしています。

しかし、医師をはじめ医療技術職については、遍在による人材不足から思うように充足ができていません。仮定として、人材不足から救急受入不可、外来診療の制限あるいは病床制限などに至った場合には、住民や周辺の医療施設に与える影響は計り知れません。医療人材を確保するため研修医や学生を積極的に受け入れるとともに、人材確保に向けた情報発信を行っていきます。

平成 28 年 4 月に岡山県が策定した岡山県保健医療計画の地域医療構想では、今後高齢化が進展し医療サービスの需要が増大していく中で、患者それぞれの状態にふさわしい良質かつ適切な医療を、効果的かつ効率的に提供する体制の構築が求められています。少子高齢化に伴う人口減少を予測し、入院患者数の減少による病床数削減と地域に必要な病床機能を見直すという計画です。

その中で矢掛病院が位置する県南西部区域は 2025 年の必要病床数は現在の 90.5%と推計されています。矢掛町においても人口減少は急速に進み、同年では現在の 90.7%と推計されています。

矢掛病院でも外来・入院患者数減少に対応するため、継続した救急受け入れによる入院患者数確保と地域の施設連携や在宅医療を充実し、また、地域住民に必要な診療科を設けることで、外来・入院患者数の確保を行い、地域や患者のニーズをとらえた病院運営を目指します。

②地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

地域包括ケアシステムの構築を行うことで、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう地域をあげて取り組む必要があります。

そこで、平成 25 年度より継続して毎年「矢掛地区医療介護連携フォーラム」を開催し、在宅療養や看取りなど、地域包括ケアシステムの住民啓発を行っています。今後もこうした啓発活動を効率よく続けていきます。

また、矢掛病院は高齢者の生活や医療などの支援を行うことを目的とし、町内外の医院・施設との連携を密にし、行き届いた支援を行う体制を築き上げるための主導的立場を担っています。これも、矢掛病院が平成 25 年度より継続実施している医療介護連携懇話会において、町内の各施設に呼びかけ、医療・介護・在宅などの諸問題を話し合う場を設け、地域包括ケアシステム構

築に向けての足がかりとしています。今後も実施を続けていきます。

そして、矢掛病院では地域包括ケア病床の設立（10床予定）に向けて、現在準備を行っているところです。これにより、リハビリテーションを含めた退院後の生活の支援を行うことで、地域包括ケアシステムの一助になることを期待しています。

③ 一般会計負担のあり方

矢掛病院の運営は独立採算が原則ですが、高齢化が進む中で地域住民に等しく医療を提供できるように一般的な診療科目を標榜し、また、救急体制や高度医療の充実を図るなど、公立病院としての役割を果たしています。

こうした運営に対して、総務省自治財政局長通知の繰出基準を基本に次のとおり一般会計からの負担を行います。

- 建設改良費の1/2以内
- 企業債元利償還金の1/2以内（ただし、平成14年度までに着手した事業は2/3以内）
- 救急医療確保に要する経費
- 保健衛生行政事務経費
- 院内保育所運営経費
- 医師、看護師等研究研修経費の1/2以内
- 共済追加費用の負担に要する経費
- 公立病院改革プランの策定及び実施に要する経費

④医療機能等指標に係る数値目標の設定

矢掛病院では自治体病院の役割である救急、地域の保健、地域の高度医療、人材育成を目的とし以下の項目を年次目標に設定しました。

（単位：人）

項 目	平成27年度 （実 績）	平成28年度 （見込み）	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
救急搬送患者数	533	540	540	540	540	540
各種検診対応数	3,952	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
手術件数	128	180	180	190	190	190
研修医受入数	2	2	3	3	3	3

⑤住民の理解

矢掛病院の運営理念である「地域住民にとって信頼できる病院を目指す」を実践するため、住民代表が委員となる矢掛町病院事業運営委員会を年に2回開催し、経営等の諸問題を話し合っています。今後も継続して開催をします。また、町広報紙で住民へ情報公開を行い、病院広報紙「矢掛病院だより」を発行することで、病院内の透明性を高めていきます。さらに、病院のホームページもわかりやすいようリニューアルを行います。

また、病院見学会等も計画し、住民に対して開かれた病院を目指します。

このような取り組みで矢掛病院の情報を発信していくことにより、住民の理解を得るように努力していきます。

Ⅲ 経営の効率化

1 財務に係る数値目標

(単位：％・日・円)

項 目	平成27年度 (実績)	平成28年度 (見込み)	平成29年 度	平成30年 度	平成31年 度	平成32年 度	目標数値
※1 経常収支比率	100.7	98.0	99.0	102.0	103.0	104.0	103.5
※2 医業収支比率	90.7	87.0	89.0	92.0	92.0	94.0	89.5
職員給与費比率 (対医業収益)	73.1	75.0	74.0	72.0	71.0	70.0	68.5 (院外処方)
材料費対医業収益	12.2	12.0	13.0	13.0	13.5	13.5	16.0
減価償却費対医業収益	10.4	10.0	10.0	9.0	9.0	8.0	8.4
病床利用率(一般)	93.7	88.0	90.0	90.0	91.0	91.0	73.1
病床利用率(療養)	71.5	68.0	70.0	70.0	71.0	71.0	81.2
1人1日当り診療収入 (入院)	25,995	25,000	27,000	28,000	28,000	28,000	—
1人1日当り診療収入 (外来)	6,847	7,000	7,000	8,000	8,000	8,000	—

2 経常収支比率に係る目標設定の考え方

また、病棟機能の見直し及び在宅診療機能強化により、入院外来患者単価の増収を図り、平成32年度から、※1 経常収支比率及び※2 医業収支比率を地方公営企業決算状況調査の不採算地区公立病院1(黒字病院)の水準に設定する。

1)不採算地区公立病院(第2種)：病床数が150床未満であり、半径5km内人口が原則3万人未満の一般病院

3 数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期

① 経費削減・抑制対策

○平成 27 年に診療材料購入とその定数管理を目的とした SPD^{※1}を導入しました。SPD 運營業者と連携し、更なる値引き交渉やその効率的な運用を図ります。

○県内自治体病院が合同で薬品の共同購入を進め、経費削減に努めます。(平成 30 年度取組) また、可能な分野は自治体病院間で協調し共同購入や共同値引き交渉などを行い、経費削減を行います。

○あらゆる分野でアウトソーシング^{※2}を検討し、導入することで経費削減や効率を行います。

○平成 28 年に事務の人材を民間から 1 名プロパー専門職員^{※3}として採用し、病院運営の効率化を図っていきます。

※1 SPD …診療材料等の物品物流管理を専門業者が一括管理すること

※2 アウトソーシング …院内の特定の業務を外部の専門業者へ委託すること

※3 プロパー専門職員 …病院の事務専門職として雇用する職員のこと

② 事業規模・形態の見直し

平成 18 年度から地方公営企業法全部適用を実施済みです。

③ 収入増加・確保対策

医療スタッフ（看護師等）の確保に努め、平成 29 年に地域包括ケア病床を、平成 30 年に医療療養型病床Ⅰの施設基準の取得を計画し、入院収益約 2 千万円の増収を図ります。

また、それ以外にも積極的に診療報酬施設基準を取得し、病院としての機能を高めるとともに、収益の増をめざします。

④ 地域施設間の連携

地域連携室を中心として、近隣の病院・診療所・各施設とさらに連携を図ることによって、入院・外来患者の確保を行い、また、在宅での診療を強化していくことで、地域包括ケアの充実を図ります。

4 収支計画

資料のとおり

IV 再編・ネットワーク化に係る計画

1 二次医療圏内の近隣公立病院等配置の現況

	一般病床数	療養病床数	合計
矢掛町国民健康保険病院	57	60	117
井原市立井原市民病院	120	60	180
笠岡市立市民病院	160	34	194
倉敷市立児島市民病院	165	33	198

2 再編・ネットワーク化計画の概要

近隣公立病院には矢掛病院のように近年改築済みの施設もあり、それぞれ地域の中核病院として運営されていることから、当面再編等の見込みはありません。ただし、各施設において不足する診療科の応援派遣や救急対応については、今後も可能な限り連携強化に取り組めます。

さらに、「晴れやかネット」[※]などを利用し、医療機関のネットワーク化で住民に安全で安心な医療提供を進める計画です。また、県南西部保健医療圏に属する矢掛病院では、二次医療機関、二次救急施設としての役割も担っており、病院群輪番制にも従来どおり参加し、引き続き地域の中核病院として医療機能の充実を図り地域住民に信頼される病院を目指します。

※「晴れやかネット」…患者の同意を得て、病院の電子カルテや画像等の診療情報をかかりつけの診療所等で閲覧することができるネットワークシステム

V 経営形態見直しに係る計画

公立病院改革ガイドラインでは、「地方公営企業法全部適用」「地方独立行政法人化（非公務員型）」「指定管理者制度導入」「民間譲渡」の4項目が経営形態見直しの選択肢として挙げてあります。

矢掛病院では、平成18年度から地方公営企業法の全部適用を実施し、病院事業管理者を中心に自己責任を明確にする中で行政部門と密接に連携し安定した運営に努めてきました。

今後も、現体制を維持し、職員一人ひとりが経営に参加しているという意識を持ち、患者の皆様に対して誠実に対応させていただくことを指導徹底し、病院運営の安定に取り組むことが使命であるため、経営形態見直しの計画は当面ありません。

また、点検評価を行う中で必要であれば内容の見直しを行い改定します。

また、点検評価を行う中で必要であれば内容の見直しを行い改定します。

(別紙)

団体名 (病院名)	矢掛町(矢掛町国民健康保険病院)
--------------	------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		27年度(実績)	28年度(見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
区分							
収入	1. 医 業 収 益 a	1,370	1,380	1,385	1,395	1,400	1,410
	(1) 料 金 収 入	1,259	1,265	1,275	1,285	1,285	1,290
	(2) そ の 他	111	115	110	110	110	110
	うち他会計負担金	59	60	60	60	60	60
	2. 医 業 外 収 益	225	230	230	230	230	230
	(1) 他会計負担金・補助金	102	105	105	105	105	105
	(2) 国 (県) 補 助 金	13					
	(3) そ の 他	110	125	125	125	125	125
	経 常 収 益 (A)	1,595	1,610	1,615	1,625	1,630	1,640
支出	1. 医 業 費 用 b	1,510	1,589	1,561	1,523	1,518	1,503
	(1) 職 員 給 与 費 c	1,002	1,030	1,030	1,010	1,000	990
	(2) 材 料 費	167	189	185	180	175	170
	(3) 経 費	194	229	200	200	210	210
	(4) 減 価 償 却 費	144	138	142	130	130	130
	(5) そ の 他	3	3	4	3	3	3
	2. 医 業 外 費 用	73	51	71	72	72	73
	(1) 支 払 利 息	32	31	31	32	32	33
	(2) そ の 他	41	20	40	40	40	40
	経 常 費 用 (B)	1,583	1,640	1,632	1,595	1,590	1,576
経 常 損 益 (A)-(B) (C)		12	▲ 30	▲ 17	30	40	64
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	30	30	20	20	20
	2. 特 別 損 失 (E)	418	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	▲ 418	30	30	20	20	20
純 損 益 (C)+(F)		▲ 406	0	13	50	60	84
累 積 欠 損 金 (G)		▲ 100	▲ 100	▲ 87	▲ 37	23	107
不良債務	流 動 資 産 (ア)	951	900	900	900	900	900
	流 動 負 債 (イ)	226	200	200	200	200	200
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
差引 不良債務 (オ) [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]		▲ 725	▲ 700	▲ 700	▲ 700	▲ 700	▲ 700
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)							
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		100.8%	98.2%	99.0%	101.9%	102.5%	104.1%
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5
医 業 収 支 比 率 $\frac{(c)}{b} \times 100$		90.7%	86.8%	88.7%	91.6%	92.2%	93.8%
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		73.1%	74.6%	74.4%	72.4%	71.4%	70.2%
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		0	0	0	0	0	0
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率		82.6%	80.0%	88.0%	90.0%	91.0%	91.0%

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	矢掛町(矢掛町国民健康保険病院)
--------------	------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位: 百万円、%)

年度		27年度(実績)	28年度(見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
区 分							
収 入	1. 企 業 債	16	30	24	24	60	20
	2. 他 会 計 出 資 金	66	65	68	70	70	72
	3. 他 会 計 負 担 金						
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 (県) 補 助 金	27	27	27	0	27	27
	7. そ の 他						
	収 入 計 (a)	109	122	119	94	157	119
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
支 出	純計(a)-[(b)+(c)] (A)	109	122	119	94	157	119
	1. 建 設 改 良 費	25	63	50	50	120	40
	2. 企 業 債 償 還 金	112	128	130	132	134	140
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他						
	支 出 計 (B)	137	191	180	182	254	180
	差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	28	69	61	88	97	61
	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,850	1,906	1,920	1,930	1,900	1,900
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
補 て ん 財 源	4. そ の 他						
	計 (D)	1,850	1,906	1,920	1,930	1,900	1,900
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)		▲ 1,822	▲ 1,837	▲ 1,859	▲ 1,842	▲ 1,803	▲ 1,839
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実 質 財 源 不 足 額 (E)-(F)							

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位: 千円)

	27年度(実績)	28年度(見込)	29年度	30年度	31年度	32年度
収 益 的 収 支	() 161,300	() 160,000	() 160,000	() 160,000	() 160,000	() 160,000
資 本 的 収 支	() 65,500	() 66,000	() 67,000	() 68,000	() 105,000	() 68,000
合 計	() 226,800	() 226,000	() 227,000	() 228,000	() 265,000	() 228,000

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

H30.11.8 地域医療構想調整会議資料

項目	項目名	項目名	項目名	項目名	項目名	項目名
1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9	9
10	10	10	10	10	10	10
11	11	11	11	11	11	11
12	12	12	12	12	12	12
13	13	13	13	13	13	13
14	14	14	14	14	14	14
15	15	15	15	15	15	15
16	16	16	16	16	16	16
17	17	17	17	17	17	17
18	18	18	18	18	18	18
19	19	19	19	19	19	19
20	20	20	20	20	20	20
21	21	21	21	21	21	21
22	22	22	22	22	22	22
23	23	23	23	23	23	23
24	24	24	24	24	24	24
25	25	25	25	25	25	25
26	26	26	26	26	26	26
27	27	27	27	27	27	27
28	28	28	28	28	28	28
29	29	29	29	29	29	29
30	30	30	30	30	30	30
31	31	31	31	31	31	31
32	32	32	32	32	32	32
33	33	33	33	33	33	33
34	34	34	34	34	34	34
35	35	35	35	35	35	35
36	36	36	36	36	36	36
37	37	37	37	37	37	37
38	38	38	38	38	38	38
39	39	39	39	39	39	39
40	40	40	40	40	40	40
41	41	41	41	41	41	41
42	42	42	42	42	42	42
43	43	43	43	43	43	43
44	44	44	44	44	44	44
45	45	45	45	45	45	45
46	46	46	46	46	46	46
47	47	47	47	47	47	47
48	48	48	48	48	48	48
49	49	49	49	49	49	49
50	50	50	50	50	50	50
51	51	51	51	51	51	51
52	52	52	52	52	52	52
53	53	53	53	53	53	53
54	54	54	54	54	54	54
55	55	55	55	55	55	55
56	56	56	56	56	56	56
57	57	57	57	57	57	57
58	58	58	58	58	58	58
59	59	59	59	59	59	59
60	60	60	60	60	60	60
61	61	61	61	61	61	61
62	62	62	62	62	62	62
63	63	63	63	63	63	63
64	64	64	64	64	64	64
65	65	65	65	65	65	65
66	66	66	66	66	66	66
67	67	67	67	67	67	67
68	68	68	68	68	68	68
69	69	69	69	69	69	69
70	70	70	70	70	70	70
71	71	71	71	71	71	71
72	72	72	72	72	72	72
73	73	73	73	73	73	73
74	74	74	74	74	74	74
75	75	75	75	75	75	75
76	76	76	76	76	76	76
77	77	77	77	77	77	77
78	78	78	78	78	78	78
79	79	79	79	79	79	79
80	80	80	80	80	80	80
81	81	81	81	81	81	81
82	82	82	82	82	82	82
83	83	83	83	83	83	83
84	84	84	84	84	84	84
85	85	85	85	85	85	85
86	86	86	86	86	86	86
87	87	87	87	87	87	87
88	88	88	88	88	88	88
89	89	89	89	89	89	89
90	90	90	90	90	90	90
91	91	91	91	91	91	91
92	92	92	92	92	92	92
93	93	93	93	93	93	93
94	94	94	94	94	94	94
95	95	95	95	95	95	95
96	96	96	96	96	96	96
97	97	97	97	97	97	97
98	98	98	98	98	98	98
99	99	99	99	99	99	99
100	100	100	100	100	100	100

矢掛町国民健康保険病院

(別紙)

団体名 (病院名)	矢掛町(矢掛町国民健康保険病院)
--------------	------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

年度		27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度	31年度	32年度
区分							
収入	1. 医 業 収 益 a	1,370	1,346	1,435	1,460	1,440	1,440
	(1) 料 金 収 入	1,259	1,239	1,328	1,350	1,330	1,330
	(2) そ の 他	111	107	107	110	110	110
	うち他会計負担金	59	61	61	60	60	60
	2. 医 業 外 収 益	225	226	220	215	215	215
	(1) 他会計負担金・補助金	102	102	111	105	105	105
	(2) 国 (県) 補 助 金	13	5	5			
	(3) そ の 他	110	119	104	110	110	110
	経 常 収 益 (A)	1,595	1,572	1,655	1,675	1,655	1,655
	1. 医 業 費 用 b	1,510	1,555	1,598	1,530	1,513	1,513
支	(1) 職 員 給 与 費 c	1,002	1,027	1,080	1,015	1,010	1,010
	(2) 材 料 費	167	176	166	170	165	165
	(3) 経 費	194	211	205	220	210	210
	(4) 減 価 償 却 費	144	138	143	122	125	125
	(5) そ の 他	3	3	4	3	3	3
	2. 医 業 外 費 用	73	79	76	73	74	75
	(1) 支 払 利 息	32	30	30	28	34	35
	(2) そ の 他	41	49	46	45	40	40
	経 常 費 用 (B)	1,583	1,634	1,674	1,603	1,587	1,588
	経 常 損 益 (A)-(B) (C)	12	▲ 62	▲ 19	72	68	67
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	0	30	26	15	10	10
	2. 特 別 損 失 (E)	418	0	0	0	0	0
	特 別 損 益 (D)-(E) (F)	▲ 418	30	26	15	10	10
純 損 益 (C)+(F)		▲ 406	▲ 32	7	87	78	77
累 積 欠 損 金 (G)		▲ 100	▲ 132	▲ 125	▲ 38	40	117
不良債権	流 動 資 産 (ア)	951	792	900	900	900	900
	流 動 負 債 (イ)	226	230	200	200	200	200
	うち一時借入金	0	0	0	0	0	0
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
不良債権差引 [(イ)-(エ)]-(ア)-(ウ) (オ)		▲ 725	▲ 562	▲ 700	▲ 700	▲ 700	▲ 700
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)							
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		100.8%	96.2%	98.9%	104.5%	104.3%	104.2%
不 良 債 権 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$		▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.5
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$		90.7%	86.6%	89.8%	95.4%	95.2%	95.2%
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$		73.1%	76.3%	75.3%	69.5%	70.1%	70.1%
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		0	0	0	0	0	0
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率		82.6%	80.5%	88.0%	90.0%	90.0%	90.0%

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	矢掛町(矢掛町国民健康保険病院)
--------------	------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度	31年度	32年度
区 分							
収 入	1. 企 業 債	16	24	24	24	60	20
	2. 他 会 計 出 資 金	66	68	67	67	67	67
	3. 他 会 計 負 担 金						
	4. 他 会 計 借 入 金						
	5. 他 会 計 補 助 金						
	6. 国 (県) 補 助 金	27	32	3	0	3	3
	7. そ の 他						
	収 入 計 (a)	109	124	94	91	130	90
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
支 出	純計(a)-[(b)+(c)] (A)	109	124	94	91	130	90
	1. 建 設 改 良 費	25	85	37	50	120	40
	2. 企 業 債 償 還 金	112	114	108	116	120	121
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
	4. そ の 他						
	支 出 計 (B)	137	199	145	166	240	161
	差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	28	75	51	75	110	71
	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,850	1,996	1,920	1,972	1,999	2,057
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額						
	3. 繰 越 工 事 資 金						
補 て ん 財 源	4. そ の 他						
	計 (D)	1,850	1,996	1,920	1,972	1,999	2,057
	補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	▲ 1,822	▲ 1,921	▲ 1,869	▲ 1,897	▲ 1,889	▲ 1,986
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)						
実 質 財 源 不 足 額 (E)-(F)							

1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。

2. 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度	31年度	32年度
収 益 的 収 支	() 161,300	() 163,000	() 160,000	() 160,000	() 160,000	() 160,000
資 本 的 収 支	() 65,500	() 68,100	() 67,000	() 67,000	() 67,000	() 67,000
合 計	() 226,800	() 231,100	() 227,000	() 227,000	() 227,000	() 227,000

(注)

1 ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。

2 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。

財務に係る数値目標

項 目	平成27年度 (実 績)	平成28年度 (実 績)	平成29年度 (実 績)	平成30年度	平成31年度	平成32年度	目標数値
※1経常収支比率	100.8%	96.2%	98.9%	104.5%	104.3%	104.2%	103.5%
※2医業収支比率	90.7%	86.6%	89.8%	95.4%	95.2%	95.2%	89.5%
職員給与費比率 (対医業収益)	73.1%	76.3%	75.3%	69.5%	70.1%	70.1%	68.5% (院外処方)
材料費対医業収益	12.2%	13.1%	11.6%	11.6%	11.5%	11.5%	16.0%
減価償却費対医業収益	10.5%	10.3%	10.0%	8.4%	8.7%	8.7%	8.4%
病 床 利 用 率 (一 般)	93.7%	89.7%	91.2%	95.0%	93.0%	93.0%	73.1%
病 床 利 用 率 (療 養)	71.5%	71.4%	75.9%	88.0%	85.0%	85.0%	81.2%
1人1日当り診療収入 (入院)	25,955円	26,060円	27,318円	27,000円	27,000円	27,000円	—
1人1日当り診療収入 (外来)	6,847円	6,968円	7,346円	7,600円	7,600円	7,600円	—

経常収支比率に係る目標設定の考え方

また、病棟機能の見直し及び在宅診療機能強化により、入院外来患者単価の増収を図り、平成32年度から、※1経常収支比率及び※2医業収支比率を地方公営企業決算状況調査の不採算地区公立病院1) (黒字病院) の水準に設定する。

項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収支比率	100.8%	96.2%	98.9%	104.5%	104.3%	104.2%	103.5%
医業収支比率	90.7%	86.6%	89.8%	95.4%	95.2%	95.2%	89.5%
職員給与費比率	73.1%	76.3%	75.3%	69.5%	70.1%	70.1%	68.5%
材料費対医業収益	12.2%	13.1%	11.6%	11.6%	11.5%	11.5%	16.0%
減価償却費対医業収益	10.5%	10.3%	10.0%	8.4%	8.7%	8.7%	8.4%
病床利用率(一般)	93.7%	89.7%	91.2%	95.0%	93.0%	93.0%	73.1%
病床利用率(療養)	71.5%	71.4%	75.9%	88.0%	85.0%	85.0%	81.2%
1人1日当り診療収入(入院)	25,955円	26,060円	27,318円	27,000円	27,000円	27,000円	—
1人1日当り診療収入(外来)	6,847円	6,968円	7,346円	7,600円	7,600円	7,600円	—